



改正新会社法シリーズ

合同会社(日本版LLC)

梅雨どきというのははじめじめして湿気が気になりますね。しかし、この雨があってこそ秋の収穫があると思うと、とても貴重な季節に感じられてきます。

I. 合同会社(日本版LLC)

新会社法では、今までに無かった会社の類型として「**合同会社**」が創設されました。

合同会社は、責任は出資額までとされる有限責任社員のみで構成され、かつ組織の内部自治を認める新たな会社類型です。

今後は、創業やジョイントベンチャーなどでの活用が期待されています。

II. 合同会社の特徴

合同会社は、次のような特徴を持っています。

○ 有限責任制

合名会社や合資会社と違い、社員(出資者)は出資額の範囲までしか責任を負いません。

○ 内部自治原則

株式会社と違い、利益や権限の配分が出資金額の比率に拘束されません。また、取締役会や監査役のような機関を設置する必要がありません。

○ 社員数

社員1名のみでの合同会社の設立・存続が認められます。

○ 意思決定

社員の入社、持分の譲渡、会社成立後の定款変更は、原則として社員全員の同意によります。

○ 業務執行

各社員が原則として業務執行権限を有しますが、定款で一部の社員のみを業務執行社員と定めることも可能です。

○ 決算書の作成

貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書の作成が必要です。